

《50,000円以内の所得割額の判断について》

《「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の見かた》

税	市民税	税額控除前所得割額④	A
		税額控除額⑤	B
		所得割額⑥	C
		均等割額⑦	
税	県民税	税額控除前所得割額④	D
		税額控除額⑤	E
		所得割額⑥	F
		均等割額⑦	
額		特別徴収税額⑧	
		控除不足額⑨	
		既充当額⑩	
		既納付額⑪	
		差引納付額(⑧-⑪-⑨、⑩)	
		変更前税額⑫	
		増減額(⑧-⑫)	
		変更月	月

《市県民税課税証明書の見かた》

令和3年度	円	市民税所得割額	G	円	均等割額	円	課税標準額	課税総所得金額	円
年税額		県民税所得割額	H	円	均等割額	円		上記以外の課税所得金額	円

	備考 記載の所得割額は、 住宅借入金等特別税額控除額 (市 I 円、県 K 円) 寄付金税額控除額 (市 J 円、県 L 円) を差し引いた後の税額です。
--	---

《判断1》住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除を受けていない場合は、C+Fの金額が50,000円以内(保護者の合計)が対象。

《判断2》B及びEの中に住宅借入金等特別税額控除等が含まれている場合は、A+Dの金額が50,000円以内(保護者の合計)は対象。
A+Dの金額が50,000円を少し超える(保護者の合計)場合は、課税証明書の備考欄の市の金額(I+J)を市民税所得割額(G)、県の金額(K+L)を県民税所得割額(H)に足した金額が50,000円以内かどうかで判断します。(B及びEの金額には調整控除なども含むため。)

※離婚や死亡の等の理由がないときは、保護者2人の所得割額の合計額で判断します。